

こども誰でも通園制度  
【菊陽町立保育所みどり園】  
重要事項説明書

【菊陽町】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
【菊陽町立保育所みどり園】 重要事項説明書

令和8年4月1日現在

1 事業の運営主体

経営主体者	菊陽町
経営主体者の所在地	熊本県菊池郡菊陽町久保田2800
経営主体者の電話番号	096-232-2111
代表者氏名	菊陽町長 吉本 孝寿

2 施設の概要

施設名称	熊本県菊池郡菊陽町立保育所みどり園
施設所在地	熊本県菊池郡菊陽町原水2050-1
施設の連絡先	TEL 096-232-0452 FAX 同上
責任者職氏名	園長 坂上 ふじ美
開設年月日	昭和44年4月1日
その他の事業	(同一建物内) 一時預かり事業、障がい児保育、延長保育(1時間)

3 利用対象年齢と定員

0歳6か月～満6歳未満

定員	0歳	1歳2歳	3歳4歳5歳	計
		3人	27人	70人

4 設備の概要

併設施設を含む建物全体

敷地面積 4,707.00 m<sup>2</sup>

園舎面積 691.88 m<sup>2</sup>

各部屋の面積

保育室	227.57 m <sup>2</sup>
調乳室	5.00 m <sup>2</sup>
沐浴室	16.75 m <sup>2</sup>
屋内遊戯場	76.50 m <sup>2</sup>
こども用便所	24.95 m <sup>2</sup>
調理室	41.82 m <sup>2</sup>
職員室	40.22 m <sup>2</sup>
倉庫	24.95 m <sup>2</sup>
職員休憩室	24.18 m <sup>2</sup>
その他(ろう下等)	209.94 m <sup>2</sup>

屋外遊戯場（園庭）1,680 m<sup>2</sup>

## 5 事業の目的と運営方針

### （1）事業種別

乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）一般型

### （2）事業目的

児童福祉法に基づいて、保育が必要な子どもの保育を行い、乳児及び幼児の健やかな成長が図られるような適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とし、保育事業を行う。

### （3）保育の基本方針

- ① 家庭との緊密な連携の下に、子どもの最善の利益を図ることを基本方針として、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境や体験を通して、養護及び教育を一体的に行う。
- ② 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行う。

### （4）保育所の特色

#### ① 子どもを主体とした保育実践

主体的な遊びを充実させるために、子どもが自ら関わりたくなるような環境を整え自己を発揮し学びに向かう力を育む。

## ②健全な体と心の育成

十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を適切に満たし、基本的生活を確立する。自ら積極的に体を動かすことの楽しさを体感させ、健全な心と体を育てる。

## ③人権を大切に作る心の育成

ひとりひとりの子どもの人権を尊重し、心の動きや気持ちに寄り添い、大切に受け止め、自尊感情を育み、安心して過ごせる居場所づくり、集団作りを目指す。

## ④個に応じた支援

ひとりひとりの生活状況や発達に合わせ、個に応じた支援を行う。

## 6 こども誰でも通園制度の提供内容

### (1) 目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること。

### (2) 職員体制

職種	員数
園長（責任者）	1 人
保育士	2 人

### (3) 利用定員

一枠（2時間）あたり、2名まで

### (4) 利用時間等

開設日時	火曜日、木曜日 9:00～11:00 / 13:00～15:00
休園日	・日曜日、祝祭日、年末・年始
利用方法	・月10時間まで ・1日の利用 最低1時間 最大2時間

### (5) 利用料金

①利用者負担額 1時間当たり300円

## ②利用料免除について

- ・生活保護世帯 300 円の減額
- ・非課税世帯及び市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯等 200 円の減額

※認定申請の際に、つうえんポータルでの申請が必要です。

## ③利用料金の納付方法 現金都度払い

保育終了時間までに指定の封筒に必要金額を入れて、担当保育士に渡してください。

## (6) 給食・おやつを提供等

給食	なし
おやつ	なし

## 《アレルギー対応について》

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年4月厚生労働省)に基づき、適切な対応に努めています。

事前面談時にアレルギーの有無などお子さんに関する情報を聞き取ります。

## (7) 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### ① 基本的な留意事項

利用開始前 事前面談	利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴(家庭での過ごし方、アレルギーの情報など)や保護者の意向等を把握します。
つうえんポータル	利用者の基本情報の登録や、登園の予約・キャンセル、利用実績の確認などをつうえんポータルで行ってください。
利用開始について	当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面(生活状況調査票・発育記録・緊急連絡簿等)により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認します。
利用上の留意点	(1) 登園時の留意点 ・個人のスマートフォンで、担当職員が提示するQRコードを読み取り、登園登録をお願いします。登録後、画面を担当職員に見せてください。 ※利用開始時間の前後10分以内で登録をお願いします。  (2) 降園時の留意点 ・個人のスマートフォンで、担当職員が提示するQRコードを読み取り、降園登録をお願いします。登録後、画面を担当職員に見せてください。 ※登園時と違う方がお迎えに来る場合やお迎えの時間が変更になる場合には、必ず連絡をお願いします。

キャンセルについて	<p>利用のキャンセルが生じた場合は下記の取扱いとなります。</p> <p>(1) 利用予定日の当日にやむを得ずキャンセルが発生した場合は、料金は発生しませんが、利用可能枠が消費されます。</p> <p>(2) キャンセルが頻繁に生じている方は、利用をお断わりする場合があります。</p>
登録情報の変更について	登録情報（氏名・住所等）に変更が生じた場合、は、菊陽町に届け出を行い、情報登録の変更を行ってもらってください。

② やむを得ず利用時間が10分以上超過した場合の対応。

<p>300円×利用時間+1時間分（利用枠も消費）</p> <p>例 300円×2時間+1時間=900円</p>
--

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ① 病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。又、お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ② 登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③ お薬は原則としてお預かりしません。
- ④ 予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにお願いします。また、接種直後のお預かりはできません。

7 緊急時における対応

利用しているお子さんに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

事故が発生した場合は、保護者及び菊陽町に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	菊池広域連合消防本部 南消防署
電話番号	096-232-9331

【管轄する警察署】

警察署名	大津警察署
------	-------

電話番号	096-294-0110
------	--------------

## 8 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 坂上 ふじ美
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・泡沫消火器

## 避難場所と指定避難所

指定避難所	第1避難所：菊陽町中央公民館 第2避難所：ふれあいの森研修センター
-------	--------------------------------------

## 9 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	藤田 裕美（副園長）
相談・苦情解決責任者	坂上 ふじ美（園長）
第三者委員会	地域民生委員 2名

### （1）苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。

### （2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。（苦情申出人が第三者への報告を拒否した場合を除く）

### （3）苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。

### （4）その他

職員室前に『ご意見箱』を設置しております。

## 10 虐待の防止のための措置について

(1) 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

(2) 虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10第1項各号に規定する行為をいう。

①身体的虐待 「児童の心身に外傷を生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること」です。殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、逆さづりにする、激しく揺さぶる、たばこの火を押し付ける、異物を含ませる、戸外に締め出すなどが挙げられます。
②性的虐待 「児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること」です。子どもへの性交、性的暴行、性行為の強要・そそのかし、性器を触るなどが挙げられます。性器や性交を見せたり、ポルノグラフィーの被写体を強要する行為なども当てはまります。
③ネグレクト 「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置や遺棄、子どもにとって適切な養育を行わないこと」です。適切な食事を与えない、衣類を長期に渡って着替えさせない、極端に不潔なままにする、重大な病気になっても医者に連れて行かない、子どもを遺棄するなどの行為をいいます。子どもの意思に反して登園させないことも含まれる場合があります。
④心理的虐待 「児童への暴言、拒絶的な対応、面前でのDV等、児童に心理的外傷を与えること」です。言葉による脅し、大声による威嚇や罵声、極端に無視する、否定的な態度を示す、心を傷つけるようなことを繰り返し言う（「殺したい」「生まなければよかった」「かわいくない」など）、他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをするなどがあります。なお、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者からの暴力）が行われるなど、子どもへの被害が間接的なものであっても含まれます。

(3) 乳児等通園支援中に当園の職員または保護者(こどもを現に養育する者を含む)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、菊陽町や児童相談所等の行政機関に通告します。

## 11 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

- ・利用申し込み等の業務
- ・保護者との連携に関する業務
- ・保育に関する業務
- ・健康管理の把握に関する業務
- ・利用児童の確認に関する業務

(2) 本園は、ご提供頂いた個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、法令等で認められている正当な理由及び必要性（保育所運営上に緊急かつ著しい問題や違法性の疑われる問題のある場合）がある場合を除き、第三者には提供しません。

## 12 周知事項

### ①おむつについて

おむつは各自ご用意下さい。廃棄は園で行います。ただし、便に異常が見られる場合（黒色、血便、白色便など）は、病院受診が必要な時がありますのでお返しすることもあります。

### ②服装について

指定はありませんので、活動しやすい服装で登園してください。フードのついた服や髪飾り等の華美な装飾品がついた物は、安全上ご遠慮ください。又、自己や怪我防止の為、お子さんの体に合ったサイズの服や靴を着用させてください。

### ③持ち物について

- ・おもちゃやお金などは持たせないでください。また、バックへのキーホルダー等も誤飲の危険などがありますのでつけないで下さい。
- ・その他具体的な持ち物については別紙にてお知らせいたします。

### ④送り迎え時の安全管理について

- ・お子さんが門に入るまで、車に乗るまでは必ず手をつなぐか抱くなどして保護者の方が安全管理をお願いします。
- ・お迎え後の園庭での遊びは大変危険ですので、園庭では遊ばずに帰宅してください。
- ・駐車時は、盗難防止の観点からもエンジンを切って施錠してください。

### ⑤怪我病気等の対応について

- ・お子さん怪我をした場合や、登園後体調不良（発熱、嘔吐、下痢等）等でお迎えの依頼が必要な場合は、緊急連絡簿に記載の順番に電話をさせていただきます。
- ・園で処置できるものや病院で治療を受けたほうがよいものなど様々ですので、別紙『生活状況調査票』にて、かかりつけ医もお知らせください。
- ・熱がある場合、座薬を入れての登園はお控えください。一時的に熱が下がっているだけなので、お預かりはできません。
- ・登園時に、体温計測、健康状態の把握を致します。体調がいつもと違う場合は、担当保育士にお知らせください。又、体温が37.5℃以上ある場合は受け入れができません。

### ⑥感染症について

- ・こども家庭庁から出ています『感染症対策ガイドライン』に沿って対応致しま

す。別紙の『感染症による登園停止について』をご確認ください。

- ・ 感染症と診断された場合は、登園が可能かを病院にお尋ねください。登園が可能と判断された場合は、『登園届』を記入頂き、園へ提出してください。
- ・ お子さんが嘔吐した際に衣服等が汚れた場合は、感染症ガイドラインに沿ってそのままお返しすることになっています。ご承知おきください。

#### ⑦他児とのトラブルについて

- ・ 3歳未満児はまだ言葉で相手に伝えることが難しいため、成長段階の特徴の一つとして、お互いに噛みついたり、ひっかいたりすることがあります。保育士も十分に注意して保育を行いますが、とっさのことで未然に防ぐことが難しい場合もあります。別紙『かみつき、ひっかきについて』をご覧ください。

### 13 その他

- ・ 駐車場含め、園の敷地内は全て禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰等は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・ 園への電話については、用件を電話に出た職員にお伝えください。
- ・ 小・中学生だけのお迎えはできません。
- ・ 虫よけスプレーは科学物質を使用しているため、園では使用していません。できるだけ露出の少ない服装で登園されてください。どうしても必要な場合は、ご家庭でつけてこられてください。
- ・ 園には食物アレルギーのお子さんもいらっしゃいますので、次の対応をお願いいたします。

園の敷地内では飲食をさせない。(食べながらの登園も含む)

※アレルギーがあるおさんは、落ちていたかけらに触れただけでも症状が出る  
ことがあります。

他のお子さんや職員とのお土産等のやり取りは園ではできません。

お子さんのバックや服のポケットなどに食べ物が入っていないかその都度確認  
をお願いします。

